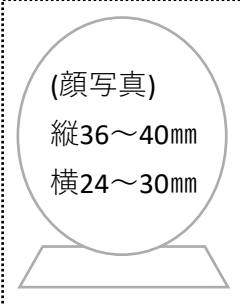


公益財団法人 社会教育協会 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな		申 込 印		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	 <p>(顔写真) 縦36～40mm 横24～30mm</p>
氏名						
連絡先	(〒 —)					
	(TEL) — — (携帯) — —					
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校 義務教育学校・高等学校 中等教育学校・特別支援 学校・幼保連携型認定こ ども園に勤務している教 育職員・教育の職にある者	勤務校(園) (職名)※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舍指導者 学校栄養職員 養護職員				
	②教育採用内定者/教員として 任命又は雇用される(見込み のある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)				
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)				
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の 設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)				
	⑤その他	(勤務先) (職名)				

○所持する免許状についてすべて記入してください。

受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。所持する免許状が下記以外にある場合、(別紙1)に記入し添付してください。記入の方法は(別紙2)「所持する免許状の欄の書き方」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※ (新免許状所持者のみ)
		S・H・R 年 月 日	R 年 月 日
		S・H・R 年 月 日	R 年 月 日
		S・H・R 年 月 日	R 年 月 日

※「有効期限満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。なお、免許状に記載されている有効期間が平成31年5月1日以降の場合は、「平成31年」を「令和元年」に置き換え、以降の暦についても令和を使用し、記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	H・R 年 月 日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は最も遅い満了日を記入	R 年 月 日

○受講希望講習についてチェック☑してください

領域	講習の名称	開設日
選択必須領域講習	児童のケガ・病気に対応するスキルを身につける 「小児救急法・ファーストエイド講習会」	<input type="checkbox"/> 令和3年11月28日 <input type="checkbox"/> 令和4年 1月23日

○障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援等	

※〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕

※校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。

証明の方法は(別紙3)受講対象者の証明方法を参照ください。

(受講者)

ふりがな		生	昭和・平成		
氏名		年	年	月	日

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師) 【免許法第9条の3Ⅲ①】	
	校長(園長)・副校長(副園長)・教頭・実習助手・寄宿舍指導員・学校栄養職員・養護教員【免許状更新講習規則第9条Ⅰ①】	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局(地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の該当事務を分掌する内部部局を含む。)において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者【免許状更新講習規則第9条Ⅰ②】	
	国・地方公共団体の職員等で上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者【免許状更新講習規則第9条Ⅰ③】	
	その他文部科学大臣が定める者【免許状更新講習規則第9条Ⅰ④】	
教員採用内定者 教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者【免許法第9条の3Ⅲ②】	
	教員勤務経験者【免許状更新講習規則第9条Ⅱ①】	
	認定こども園及び認可保育所の保育士【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】	
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト登載者等) 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ③】	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

令和 年 月 日

(機関名・役職者名)

証明者名 (氏名)

印

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等
幼稚園教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	(特別のみ) 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語)
中学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教
高等学校教諭(普通・特別) 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保険、看護看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語)、宗教 (一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭(普通・特別) 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭(普通・特別) 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	

○旧免許状と新免許状の見分け方

[旧免許状]

平成21年(2009年)3月31日まで(教員免許更新制が導入される前まで)に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

[新免許状]

平成21年(2009年)4月1日以降(教員免許更新制の導入後)に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年(2009年)4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日(複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日)の2年2か月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分ご確認ください。

